新庁舎整備の基本的な考え方

概要版

1　庁舎の現状

【本庁舎の概要】　（平成 26 年 4 月 現在）

庁舎名	建築年	築年数	延床面積(㎡)	構　造	Is 値※2	耐震基準
本庁舎	昭和 41 年	48 年※1	4, 902. 94	鉄筋コンクリート造 地下 1 階地上 3 階建	0. 21	旧耐震
北別館	昭和 49 年	40 年	1, 140. 26	鉄骨造 地上 2 階建	－	旧耐震
西別館	平成 2 年	24 年	466. 10	鉄骨造 地上 3 階建	－	新耐震

※1　県内 40 市のうち、当市の本庁舎は、7 番目に古い庁舎となっています。

【外部庁舎の概要】　（平成 26 年 4 月 現在）

庁舎名	建築年	築年数	延床面積(㎡)	構　造	Is 値※2	耐震基準
南別館	昭和 43 年	46 年	413. 21	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建	－	旧耐震
産業会館内分室 （産業会館全体）	昭和 42 年	47 年	414. 72 (2, 363. 74)	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建	0. 03	旧耐震
教育庁舎	昭和 46 年	43 年	1,083. 38	鉄筋コンクリート造 地上 3 階建	0. 22	旧耐震

※2　柱や壁の強度を計算し、建物の強度や粘り、建物の形状、経年状況等を考慮し、建物の耐震性を判断するときの指標。Is 値 0.3 未満の場合、大規模地震（震度 6 強から 7 程度）に対して倒壊または崩壊の危険性が高いとされています。

2　庁舎が抱える問題点

（1）耐震性の不足

本庁舎は、市民の生命と財産を守るための防災拠点として、特に高い耐震性が求められ、Is 値は 0.90 以上が必要とされていますが、現状では 0.21 と非常に低く、大規模地震により、倒壊または崩壊する危険性が高い状況です。

（2）庁舎の分散化

業務量の増加などに伴い、本庁舎内に配置しきれなくなった部署を外部の庁舎に配置しているため、市民サービス並びに事務効率の低下を招いています。

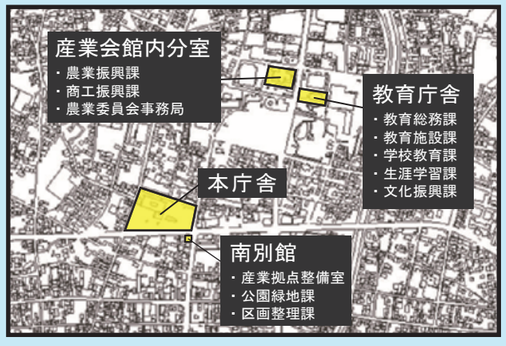

（3）老朽化による維持管理コストの増加

築 48 年が経過し、建物だけでなく設備面においても老朽化による不具合等が生じており、維持管理に多額の費用が必要となっています。

（4）狭あい化

外部への分散配置をしてもなお、施設空間に余裕がなく、利用者の待ち合いや通行に支障をきたしています。また、プライバシーの保護やセキュリティの面でも万全とは言えない状況です。

（5）バリアフリー化

増築した別館との段差が解消できず、車いすやベビーカーでの移動が困難であり、また、別館にはエレベーターがないなど、バリアフリー化への対応が十分とは言えません。

3　新庁舎整備の必要性

以下のことを踏まえ、長期的な視野に立ち、さまざまな観点から総合的に検討した結果、新庁舎を建設することを決定しました。

- 本庁舎の耐震性は極めて低く、大規模地震の際は、倒壊または崩壊する危険性が高いため、早急に耐震化を図る必要があります。
- 防災拠点となる庁舎として、特に高い耐震性（Is 値 0.90 以上）が求められます。
- 耐震補強工事では、分散化や狭あい化の解消、バリアフリー化や環境負荷低減には対応できない上、建物の寿命が大きく伸びるものではありません。
- 耐震補強工事に伴い、強度を上げるための「耐震壁」や 「ブレース（筋交い）」の設置により、更に狭あい化が増し、市民サービスの低下を招きます。

4　新庁舎整備のための基本理念

新庁舎の整備は、次の 5 つの基本理念を基に進めていきます。

（1）市民にとって安全・安心な庁舎

・市民の生命と財産を守り、安全・安心なくらしを支える拠点として整備します。
・安全性を確保するために、高い耐震性を備えた庁舎とします。

（2）市民サービスの向上を目指した庁舎

・分散している外部庁舎を集約し、集中的、効率的な市民サービスを提供できる庁舎とします。
・総合窓口機能の更なる充実を図ります。

（3）人にやさしく、市民に開かれた庁舎

・ユニバーサルデザインの考え方を取り入れ、誰にでもわかりやすく、利用しやすい庁舎とします。
・市政や地域活動など、各種情報を紹介する総合情報コーナーの設置を検討します。

（4）自然環境にやさしい庁舎

・再生可能な自然エネルギーの活用など、エネルギー消費の効率化を図ります。
・将来にわたる維持管理コストの低減を考慮した構造や設備の導入を検討します。

（5）シンプルで機能性と経済性に優れた庁舎

・華美な要素や無駄を省き、スリム化を図ります。
・市民ニーズの変化等に柔軟に対応できるよう、レイアウトの変更が容易な設計とします。

5　新庁舎の位置

新庁舎の建設場所は、現在の本庁舎を使用しながら新庁舎の建設が可能となる「南側の市道及び駐車場を含む現在の敷地」とします。

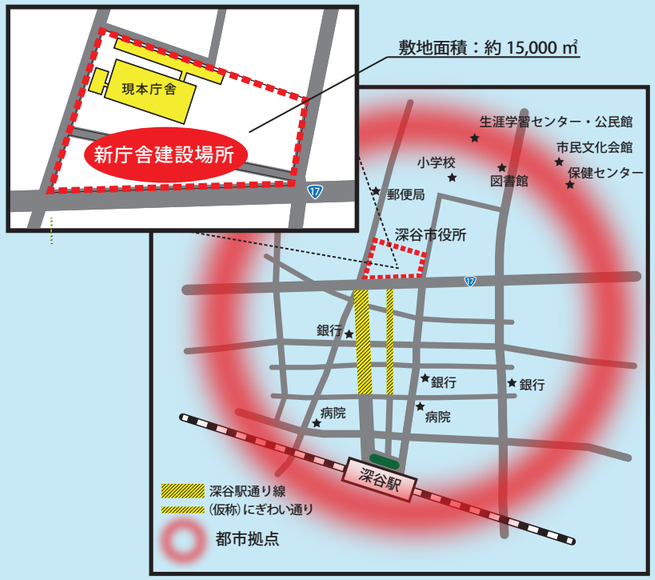

6　新庁舎の規模、事業費、財源

規　模

総務省基準※を参考に算出した 17,000 ㎡を上限とし、今後策定する基本計画、基本設計の段階で定めていきます。

※ 庁舎建設の際、庁舎の標準的な面積を算定するための基準として、多くの自治体が利用している基準であり、職員数を基に事務室や会議室等の面積を算定するものです。

事業費

華美な要素や無駄を省き、スリム化を図ることで、できる限り経費の縮減に努めながら、基本計画、基本設計の段階で定めていきます。

財　源

合併特例債の活用を第一優先としつつ、その他の財源（国の補助金等）についても情報収集に努め、積極的な活用を図ります。
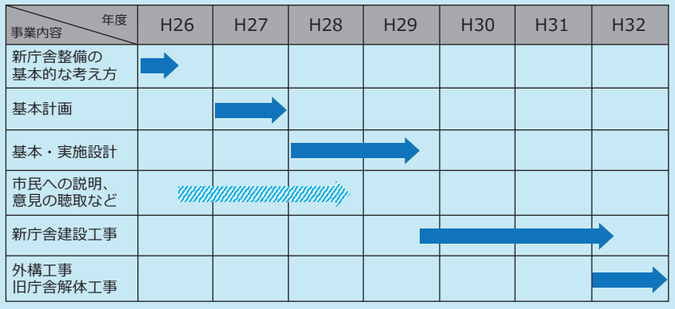
7　新庁舎の整備スケジュール（予定）